

留萌市立地適正化計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 留萌市都市計画マスタープランの見直し及び立地適正化計画の策定に関する協議を行うため、留萌市立地適正化計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、助言する。

- (1) 都市計画マスタープランの見直しに関すること
- (2) 立地適正化計画の策定に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員6名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 都市計画に精通した者
- (2) その他市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会には、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する事項の検討が終了するまでの間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長とする。
- 3 委員長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(謝礼)

第7条 委員の謝礼は、会議に要した1日につき3,000円とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市環境部建築住宅課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年7月4日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日をもって、その効力を失う。